

慶應義塾点検・評価規程

平成 15 年 5 月 6 日制定

平成 15 年 5 月 1 日適用

平成 15 年 10 月 31 日一部改正

第 1 条（目的）この規程は、慶應義塾（以下「義塾」という。）の教育研究水準の向上を図り、かつ教育研究機関としての社会的使命を達成するために、教育研究活動およびその基礎となる諸条件の点検・評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（対象）点検・評価の対象は、義塾の教育・研究・医療・管理運営等に係る全てとする。

第 3 条（点検・評価委員会）第 1 条の目的を達成するため、義塾に慶應義塾点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）を置く。

② 点検・評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 1 点検・評価の基本方針および実施項目の策定に関する事項
- 2 点検・評価（外部評価を含む。）の実施に関する事項
- 3 点検・評価に関する報告書の作成
- 4 評価結果に基づく改善状況の検証
- 5 点検・評価結果の公表に関する事項
- 6 学校教育法に定める認証評価に関する事項
- 7 点検・評価の目的達成のために必要なその他の事項

第 4 条（組織）点検・評価委員会は、次の者で構成する。

- 1 常任理事若干名
- 2 各学部長
- 3 各研究科委員長
- 4 大学付属研究所（室）、大学図書館および大学付属施設の長若干名
- 5 学生総合センター長
- 6 一貫教育校の長若干名
- 7 塾監局長
- 8 信濃町キャンパス事務長
- 9 総務部長
- 10 学事センター部長
- 11 業務監査室長
- 12 その他塾長が必要と認めた者若干名

② 前項第 4 号、第 6 号および第 12 号による委員の任期は 4 年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条（委員長）点検・評価委員会に委員長を置く。委員長は委員の中から塾長が指名する。

② 委員長は、点検・評価委員会を招集し、その議長となる。

第 6 条（副委員長）点検・評価委員会に副委員長を 1 名置くことができる。

② 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

③ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が委員長職務を遂行できないときは、その職務

を代行する。

第7条（議事）点検・評価委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

② 議決を必要とする場合は、出席者の過半数をもって議決するものとする。

第8条（実施）点検・評価は、4年に1回行うものとする。

第9条（改善への対応）点検・評価委員会は、塾長に対して、点検・評価の結果を報告する。

② 塾長は、点検・評価委員会からの報告に基づき、改善が必要な事項について当該機関の長にその改善の実施を求め、実現を図らなければならない。

第10条（専門委員会）点検・評価委員会に、第3条に掲げる事項に関し、専門的作業を行うため、点検・評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くことができる。

② 専門委員会は、委員長が指名した者をもって構成する。

③ 専門委員会委員長は、点検・評価委員会委員の中から委員長の推薦に基づき、塾長が委嘱する。

第11条（外部評価委員会）点検・評価委員会に、外部評価委員会を置く。

② 外部評価委員会は、点検・評価委員会が委嘱する学外の有識者若干名をもって構成する。

③ 点検・評価委員会は点検・評価の結果を付して、外部評価委員会に評価作業を付託する。

第12条（事務組織）点検・評価委員会、専門委員会および外部評価委員会の事務は、慶應義塾塾監局において行う。この組織については別に定める。

第13条（その他）この規程に定めるものの他、点検・評価に関し必要な事項ある場合、点検・評価委員会が定めるものとする。

第14条（規程の改廃）この規程の改廃は、点検・評価委員会の議を経て塾長が行う。